（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する経過措置）

第四十五条　新令第三十九条の九十第六項の規定は、新法第六十八条の六十三第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の平成二十二年十月一日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、旧法第六十八条の六十三第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第四十六条　新令第三十九条の百十四の規定は、新法第六十八条の九十第一項に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度における同項に規定する政令で定める外国関係会社の判定について適用し、旧法第六十八条の九十第一項に規定する外国関係会社の施行日前に開始した事業年度における同項に規定する政令で定める外国関係会社の判定については、なお従前の例による。

2　新令第三十九条の百十七第十項の規定は、新法第六十八条の九十第三項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額について同項の規定を適用する場合について適用する。

3　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に行われる合併又は分割型分割に係る旧令第三十九条の百十九第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「第六十八条の九十二第五項第一号」とあるのは「第六十八条の九十二第六項第一号」と、「同条第五項第二号」とあるのは「同条第六項第二号」と、「以下第五項」とあるのは「以下第六項」とする。

4　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に行われる分社型分割、現物出資又は事後設立に係る旧令第三十九条の百十九第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「第六十八条の九十二第五項第三号」とあるのは、「第六十八条の九十二第六項第三号」とする。

5　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に行われる分割型分割に係る旧令第三十九条の百十九第六項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第六項	第六十八条の九十二第五項第三号	第六十八条の九十二第六項第二号
第六項第一号	適格分社型分割等に係る分割法人等の分割等前十年内事業年度	適格分割型分割に係る分割法人の分割前十年内事業年度
第六項第一号イ	適格分社型分割等	適格分割型分割
	分割法人等	分割法人
	当該特定外国子会社等	法第六十八条の九十二第六項の外国法人
第六項第一号ロ	第六十八条の九十二第五項	第六十八条の九十二第六項
	適格分社型分割等	適格分割型分割
	分割法人等	分割法人
	当該特定外国子会社等	同項の外国法人
第六項第二号	適格分社型分割等に係る分割法人等の分割等前十年内事業年度	適格分割型分割に係る分割法人の分割前十年内事業年度
第六項第二号イ	適格分社型分割等	適格分割型分割
	分割法人等	分割法人
第六項第二号ロ	当該特定外国子会社等	当該特定外国子会社等

6　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に行われる分社型分割、現物出資又は事後設立に係る旧令第三十九条の百十九第六項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第六項	第六十八条の九十二第五項第三号	第六十八条の九十二第六項第二号
第六項第一号イ	当該特定外国子会社等	法第六十八条の九十二第六項の外国法人
第六項第一号ロ	第六十八条の九十二第五項	第六十八条の九十二第六項
	当該特定外国子会社等	同項の外国法人
第六項第二号イ	当該特定外国子会社等	法第六十八条の九十二第六項の外国法人
第六項第二号ロ	第六十八条の九十二第五項	第六十八条の九十二第六項
	当該特定外国子会社等	同項の外国法人

7　附則第三十四条第八項の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）第五条の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び次条において「平成二十一年旧法」という。）第六十八条の九十二第一項に規定する個別課税対象留保金額に係る改正法附則第百十九条第九項に規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、附則第三十四条第八項中「第六十六条の八第一項」とあるのは「第六十八条の九十二第一項」と、「課税対象留保金額」とあるのは「個別課税対象留保金額」と、「第三十九条の十六第二項第一号」とあるのは「第三十九条の百十六第一号」と読み替えるものとする。

8　附則第三十四条第九項の規定は、平成二十一年旧法第六十八条の九十二第一項に規定する個別課税留保金額（同条第二項又は第三項の規定により同条第一項に規定する個別課税留保金額とみなされたものを含む。）に係る改正法附則第百十九条第九項に規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、附則第三十四条第九項中「第六十六条の八第一項」とあるのは「第六十八条の九十二第一項」と、「課税留保金額」とあるのは「個別課税留保金額」と、「第六十六条の八第十一項第一号」とあるのは「第六十八条の九十二第十一項第一号」と読み替えるものとする。

9　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に行われる合併に係る新令第三十九条の百十九第十一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。